

<代理人申請>

代理人申請の場合は、代理権の確認、代理人の身元確認、本人のマイナンバー確認が必要です。

以下に記載の書類をそれぞれご提示ください。

代理権の確認	代理人の身元確認	本人のマイナンバー確認
<p>・法定代理人の場合 戸籍謄本その他、 その資格を証明する書類</p> <p>・任意代理人の場合 委任状</p> <p><上記の提示が困難である場合> ・本人ならびに代理人の個人識別事項(氏名および住所または生年月日)の記載および押印のある提出書類 または ・本人しか持ち得ない書類の提出 (例:個人番号カード、運転免許証、パスポート、健康保険証等)</p>	<p>右のうち1点</p> <p>運転免許証 運転経歴証明書(交付年月日がH24.4.1以降のもの) パスポート 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳 在留カード 特別永住者証明書 税理士証票 写真付学生証 写真付身分証明書 写真付社員証 写真付資格証明書(船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証(宅地建物取引主任者証)、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証(警備員に関する検定の合格証)等 写真付住民基本台帳カード、一時庇護許可書、仮滞在許可書 その他</p> <p><代理人が法人の場合> 登記事項証明書 印鑑登録証明書 社員証、法人の従業員である旨の証明書等の法人との関係を証する書類 その他</p>	<p>・本人の個人番号カードまたはその写し</p> <p>・本人の個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書またはその写し</p> <p>・本人の通知カードまたはその写し()</p> <p>令和2年5月25日時点で交付されている通知カードは、氏名・住所等の記載事項に変更がない場合は正しく変更手続きがとられている場合に限り利用可能です。</p> <p><上記の提示が困難な場合> 地方公共団体情報システム機構への確認 または ・住民情報システムでの確認 または 過去に本人確認のうえ特定個人情報ファイルを作成している場合は、当該特定個人情報ファイルの確認 または 官公署または個人番号利用事務等実施者が発行または発給をした書類で個人番号および個人識別事項の記載があるもの</p>
	<p>上記が困難な場合は右のうち2点</p> <p>生活保護受給証明書 自立支援医療費受給者証(精神通院) 国民年金手帳 児童扶養手当証書 特別児童扶養手当証書 学生証(写真なし) 身分証明書(写真なし) 社員証(写真なし) 資格証明書(写真なし)(生活保護受給者証、恩給等の証書等) 地方税、国税、社会保険料、公共料金等の領収書 納税証明書 印鑑登録証明書 戸籍の附票の写し(謄本若しくは抄本も可) 住民票の写し、住民票記載事項証明書 母子健康手帳 特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書(以下「特別徴収税額通知書」という。)(給与所得の特別徴収税額通知書、公的年金等の特別徴収税額通知書) 退職所得の特別徴収票 納税通知書 源泉徴収票(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票) その他</p>	